

田辺市立小中学校のあり方検討委員会要綱

(設置)

第1条 少子化の進展に伴う児童生徒数の減少を踏まえ、田辺市立小学校及び中学校（以下「市立学校」という。）の今後の配置計画の策定及び教育環境整備の進め方、規模の特性を生かした教育活動のあり方等を検討するため、田辺市立小中学校のあり方検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事務を所掌し、教育委員会に提言するものとする。

- (1) 市立学校の規模のあり方に関すること。
- (2) 市立学校の配置及び校区のあり方に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、設置目的を達成するために必要なこと。

(委員)

第3条 委員会の委員の定数は、25名以内とする。

2 委員会の委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 町内会長
- (3) 市立学校PTA役員
- (4) 保育所PTA役員
- (5) 幼稚園PTA役員
- (6) 市立学校長
- (7) 公募委員

3 委員に欠員が生じたときは、速やかに委員を補充するものとする。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、委員の互選により選出する。

- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総括する。
- 3 委員会に副委員長を置き、委員長の指名する者をもって充てる。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(任期)

第5条 委員の任期は、委嘱の日から第2条に規定する提言を行った日までとする。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集する。

2 委員長は、必要と認めたときは委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、教育委員会学校教育課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年10月1日から施行する。